

令和4年2月28日

大阪府内に所在する保険薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会  
会長 乾 英夫

## 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和4年3月以降の実施要綱が決定し、下記のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

つきましては、報告様式「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧(Excel)」も変更されていますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

令和4年3月1日実施以降の変更点

- **補助対象：新型コロナウイルス感染症の自宅療養（CoV 自宅）及び宿泊療養（CoV 宿泊）患者への薬剤の配送に要した費用（配送料及び交通費）**
  - 薬剤師が届けた場合は、所定の保険点数が算定できるため、本事業の補助対象外とされました。  
(参考)・[令和3年9月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて\(その63\)」](#)
  - 0410 対応は補助対象外となりますが、0410 事務連絡に基づく電話等による服薬指導を実施したもの（CoV 自宅、CoV 宿泊、0410 対応）は全件報告することとされています。  
0410 対応は、本事業の補助対象外となりましたが、時限的・特例的な取扱いとして、電話等による服薬指導及び薬剤の配送等を実施することは可能です。  
配送料等については、療養の給付と直接関係ないサービスとして、患者から徴収することもできます。  
(参考)・[令和2年3月23日付け保医 0323 第1号「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について](#)

- 電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧（Excel）  
<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202203yakuzaikofu/202203yakuzaikofujisshi.xlsx>

(令和4年3月1日以降ダウンロード可能)



以上

# 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

大阪府薬 Ver5. 20220225

## ○ 事業期間

令和4年3月1日から令和5年2月末日までとする。

ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了する。

## ○ 補助対象

大阪府内の薬局において「[新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて](#)」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410 事務連絡」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配送業者を利用して薬剤を配送又は薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用。

- ・ 患者宅等へ配送業者を利用して薬剤を配送した場合の配送料（実費）
- ・ 薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費（実費）  
〔 根拠資料を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等）は補助対象として想定されていない。 〕

## ○ 補助額について

※令和4年3月1日実施分以降

処方箋記載	配送方法	補助額 及び 請求額	薬剤配送に関する患者負担額
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者（薬剤師以外）が届けた場合	交通費（実費）	0 円
	配送業者	配送料（実費）	

< 注意点 >

1. 以下は補助対象外のため本事業には請求できない。
  - ・ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに係る各種手数料
  - ・ 配送に係る人件費
  - ・ 薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合（所定の保険点数が算定できるため）
2. 1か所に複数人分を届けた場合であっても、配送料等は1件として請求する。
3. 本事業への請求額は、一旦薬局で負担する（着払不可）。

## ○ 配送方法

患者と相談の上、適切な配送方法を選択すること。

薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止の観点から、患者または家族等と直接接しない方法となるよう留意すること。

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

## ○ 請求・報告の手続き

- ① 本事業に請求する配送費及び0410事務連絡に基づく電話等による服薬指導の実施状況について、実施状況の一覧（※1）を、翌月15日（厳守）までに大阪府薬剤師会にメールにて提出する。

【例】令和4年3月配送分 → 令和4年4月15日（厳守）までに請求・報告

### ※1：電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧（Excel）

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202203yakuzaikofu/202203yakuzaikofujisshi.xlsx>

（令和4年3月1日以降ダウンロード可能）

【提出先メールアドレス】 [haiso@osaka-fuyaku.jp](mailto:haiso@osaka-fuyaku.jp)



#### <注意点>

1. 実施状況一覧（Excel）のファイル名は、「保険薬局コード（10桁）\_保険薬局名」とする。保険薬局コード（10桁）は、7桁の前に「274」を付した番号とする。
2. 実施状況一覧（Excel）様式は、赤枠内のみ入力し、最下行の請求額（合計額）を確認した上で、当該月のシートのみで報告する。  
行の挿入・削除を行わず、100件を超える場合は、シートをコピーして対応する。
3. 0410事務連絡に基づく電話等による服薬指導の実施状況（CoV自宅、CoV宿泊、0410対応）は、本事業の補助対象とならないものも含め、全件報告する。
4. 請求額は令和5年3月末に指定口座へ振込予定。

- ② 薬局において配送費の請求の根拠となる資料を保存し、その写しと所定の請求様式（※2）を大阪府薬剤師会に提出する（提出方法及び期日は後日案内）。

（根拠となる資料の例）

- ・ 配送料・交通費の金額がわかるもの（配送業者等の伝票控え、請求書、領収書等、公共交通機関の領収書等）

### ※2：薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業 請求様式

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202203yakuzaikofu/202203seikyuu.docx> （Word）



## ○ 薬局の基本情報について

本事業に初めて請求する場合、振込口座等、薬局の基本情報について以下フォームより報告する。令和2年度及び令和3年度事業において、振込口座を登録している場合、本報告は不要とする。ただし、保険薬局コード、振込口座が変更されている場合は、再度報告する。

薬局基本情報 報告フォーム : <https://forms.gle/8xwgmSk3EFkZiWVbA>



## 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

令和4年3月以降、支援の対象者・対象経費を変更し、新たな事業が以下のとおり実施されます。

	令和4年2月配送分まで (薬局における自薬剤交付支援事業)	令和4年3月配送分以降 (薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業)
対象期間	・令和4年2月配送分まで	・令和4年3月配送分以降
対象者・補助額	・0410 対応（薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額） ・CoV 宿泊、CoV 自宅（薬剤の配送に要した費用の全額）	・新型コロナウイルス感染症の <u>自宅療養及び宿泊療養の患者</u> （薬剤の配送に要した費用）
対象経費	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費</u>	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者（※1）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費</u> ※いずれも <b>実費のみ</b> 。
実施実績の報告	・0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）	・ <u>同左（変更なし）</u> 。 ・ <u>支援事業の対象とならない0410 対応も含めて、0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）</u>

※1：薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数（500点/200点）が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外。

【令和3年9月28日、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」より抜粋】

（問16：答）保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。